

事務連絡
令和4年10月1日

事業所 各位

久御山町民生部福祉課長

介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定について

平素は、本町の介護保険事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を踏まえ、令和4年10月以降について令和4年度介護報酬改定を行い、介護職員の収入を3%程度（月額9,000円相当）引き上げるための措置を講じるため、介護職員等ベースアップ等支援加算が創設されました。

本町における介護予防・日常生活支援総合事業の各種サービスにおいても、令和4年10月より、下記のとおり単価の改正及び新たな加算を創設いたします。

1. 改正内容

(1) 指定訪問型サービス

【追加】介護職員等ベースアップ等支援加算 2. 4%

(2) 指定通所型サービス

【追加】介護職員等ベースアップ等支援加算 1. 1%

2. 改正日

令和4年10月1日

3. 報酬改定に係る運営規程等の変更について

- ・事業所において、運営規程、重要事項説明書等、必要な変更を行ってください。
- ・利用料金表の単位数や利用者負担額を変更するのみであれば、変更届の提出は不要です。
- ・重要事項説明書を変更後、利用者又はご家族へ説明を行い、同意を得てください。同意した旨の署名・捺印等は省略することが出来ますが、その際は、説明を行った日時・方法・対象者を明確にしておいてください。